

決 裁 年 月 日	決 裁 区 分	市 長、副市長、部 長 課 長	
	保 存 区 分	永 10. 5. 3. 1	
	フォルダー名	サプラスクエア サプラ	
情 報 公 開	公開・非公開の区分	公 開、部分公開、非公開	
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当)	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日	
文 書 発 送	方 法	郵 便、持 参、使 送	
	表 示	普 通、書 留、速 達、親 展	
	発 送 先	茨城県知事	
起 案 年 月 日	課 名 等	起 案 者 職 氏 名	
令和5・5・23	商工観光課 企業支援G	課長補佐 高 雅彦 (内線401)	

市 長 ————— 副 市 長 ————— 部 長  次 長 

課 長  課長補佐  主査・係長  グループ員

(合議) 企画課長  防災安全課長  生活環境課長   
 都市計画課長  道路公園課長  下水道課長   
 文書取扱主任 

同

大規模小売店舗(サプラスクエア サプラ)の変更届出に関する意見書について

大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、令和5年5月15日付で公告(茨城県告示第626号)のあった、サプラスクエア サプラの変更届出(大規模小売店舗を設置している者)に関し、同法第8条第1項の規定により別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。

※サプラスクエア サプラの変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議(以下「調整会議」という。)を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところですが、今回の事案については、軽易な事案であるため、調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代える事とします。